

「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき
厚生労働大臣が定める掲示事項等」に基づく掲示

河北前田病院は、厚生労働省・関東信越厚
生局東京事務所に対して、
『選定療養費』
の届け出を行っています。

《選定療養費とは》

健康保険では、保険が適用されない保険外の療養を受けると、保険が適用される療養にかかる費用も含めて、医療費の全額が自己負担となります。

ただし、医療技術の進歩や患者のニーズの多様化に対応するために、保険適用外の療養を受ける場合でも、一定の条件を満たした「選定療養」については保険との併用が認められ、保険の枠を超える部分についての差額は自己負担とし、保険が適用される療養にかかる費用は保険診療に準じた保険給付が行われる制度です。

ご希望により、1か月間で制限回数が制限をされている治療を
申し出により実施される場合

選定療養の内容		価格
運動期リハビリテーション料 1	13単位目以降	2,200円
呼吸器リハビリテーション料 1	13単位目以降	2,200円
脳血管疾患等リハビリテーション料 2	13単位目以降	2,200円
廃用症候群リハビリテーション料 2	13単位目以降	2,200円